

令和5年度障がいサービス事業者等

集団指導のポイント

令和4年度集団指導との相違点

福島市福祉監査課

令和5年度実地指導の重点着眼項目は7項目

- 業務継続計画の策定等
- 感染症対策委員会の設置
- 虐待防止並びに身体拘束適正化検討委員会の設置
- 個別支援計画の作成に係る一連の業務
- 情報公表制度の運用
- 人員基準、勤務体制の確保等
- 適正な介護給付費の算定

詳しくは、資料2をご覧ください。

令和5年度は**150**事業所へお伺いいたします

- 令和5年度の実地指導は、4月から実施し、**150**事業所へお伺いする予定です。

詳しくは、**資料1**をご覧ください。

義務化まで 残り1年です

令和6年4月1日より、以下の項目が義務化されます。準備はお済ですか？

- 業務継続計画の策定と研修・訓練の実施
- 感染症が発生し又はまん延しないように講ずべき措置

詳しくは、資料2をご覧ください。

同様の事例はありますか？

- 資料2の『3 実地指導における指導事項の解説』に、令和4年度実地指導で指摘した事項で、皆さまへ確認していただきたい事例を明記しました。

詳しくは、資料2をご覧ください。

- この事例集を基に自己点検すれば、実地指導で指摘を受けることはまずありません。
- 資料を確認後、ご自分の事業所で同様の事例がないか、自己点検をお願いします。
- 余裕があれば、他のサービスの事例もぜひご覧ください。

もう市役所に**行く・電話**する必要はありません

- 電話で人員基準や加算算定の問い合わせをする前に、事業者ハンドブックや基準、国Q&A集や市へ照会のあった回答集をもう一度確認してください。同様の事例があるかもしれません。
- 市へ問い合わせなければならない内容かどうかを精査したうえで、電話ではなく、市ホームページから「福祉監査課問合せフォーム」をご利用ください。

ご質問は「**問合せフォーム**」
をご利用ください。

情報公表制度(ワムネット)について

【報告の内容】

- 既存事業所は『基本情報』と『運営情報』、新規事業所は『基本情報』

【報告の方法】

- 事業者は、実施する障害福祉サービス等情報を市長に報告しなければならないため、独立行政法人福祉医療機構(ワムネット)が運営する『障害福祉サービス等情報公表システム』を通じて報告してください。

【報告の開始】

- 既存事業所は5月1日から報告が開始されていますので、8月1日までにデータの入力を完了してください。
- 新規事業所は事業者指定を受けた日から2カ月以内にデータの入力を完了してください。

【情報の更新】

- 報告は原則年1回ですが、法人及び事業所の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページ及びメールアドレスについて、修正又は変更があったときは、その都度市長に報告してください。

【その他】

- 万-IDが発行されていない場合は、市ホームページから「福祉監査課 問合せフォーム」をご利用になり、事業者名・事業所名・事業所番号を明記の上お問い合わせください。

メールアドレスの登録について

- 今回の集団指導講習会の開催について、メールにてお知らせしておりますが、万が一メールが届いていない場合は、市ホームページから「福祉監査課問合せフォーム」をご利用になり、事業者名・事業所名・事業所番号を明記の上お問い合わせください。
- なお、登録が法人になっている場合は各事業所ではなく法人に送信されるようになっております。その場合は法人よりご連絡を受けてください。

障害福祉サービス事業所一覧について

- 市ホームページに『障害福祉サービス事業所一覧』を掲載しておりますが、万一事業所が掲載されていない、掲載内容が誤っている場合は、市ホームページから「福祉監査課問合せフォーム」をご利用になり、事業所名・正確な内容等を明記の上お知らせください。

従業者の常勤換算の小数点の取扱いについて

- 従業者の常勤換算の小数点の取扱いについて、一部において異なった解釈をしていたと思われる事例が見受けられました。
- 常勤換算する場合に、従業者一人ごとの『勤務時間』を従事すべき時間数で除すのではなく、該当従業者全員の『勤務延時間』を従事すべき時間数で除して小数点2位以下を切り捨てます。
- 当該事業所の予定勤務体制が、勤務時間延べ135時間/週(週40時間勤務従業者が2名、週30時間勤務従業者が1名、週25時間勤務従業者が1名)の場合。
- 従業者勤務換算 $135\text{時間} \div 40\text{時間} = 3.375$
→ 3.3人(常勤換算)で、人員基準を満たしている。

夜間支援体制加算(Ⅰ・Ⅱ)の 宿日直許可のポイント

共同生活援助のみ

【労働基準法の宿日直許可のポイント:抜粋】

- 宿日直手当の最低額は、当該事業場において宿直又は日直の勤務に就くことの予定されている同種の労働者に対して支払われている賃金の一人1日平均額の1/3以上である必要があります。
- 宿直勤務については週1回、日直勤務については月1回が限度となります。

※要件を満たせば、上記回数を超えて許可される場合もありますので、必ず労働基準監督署に相談し、許可の写しを提出願います。

指定通所支援事業所の**条例改正**のポイント

児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援のみ

【一部改正のポイント】

- 児童発達支援事業所等（児童発達支援事業所、児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センターをいう。以下同じ。）において障害児の発達支援に従事する職員について、専従規定が設けられているため、保育所等に児童発達支援事業所等が併設されている場合に、当該職員が保育所等を利用する児童に支援を行うことができないことから、入所等児童と通所障害児を交流させる際に、障害児の支援に支障がない場合に限り、保育所等を利用する児童への支援も行うことができるようにするもの。

- 保育所等における重大事故が繰り返し発生する中、第208回国会で可決・成立した児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)において、都道府県等が条例で定めることとされている児童福祉施設等の運営に関する基準のうち、「児童の安全の確保」に関するものについては、国が定める基準に従わなければならないこととする改正が行われた。安全確保に関する取組について年間スケジュール(安全計画)を定めること、その安全計画に基づき研修や訓練を定期的実施すること、利用する障害児の保護者等に対し、施設での取組み内容を周知すること、定期的に安全計画を見直し必要に応じて変更を行うこと等が義務付けられるもの。

- 令和3年7月や令和4年9月に送迎バスに置き去りにされたこどもが亡くなるという事案が発生したことを受け、条例で基準を定めるに際し従わなければならない国の基準に、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定等を加える改正が行われ、①障害児の事業所外での活動等のために自動車を運行する場合、障害児の乗降車の際に、点呼等の方法により障害児の所在を確認すること。②障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて、降車時の障害児の所在確認をすることを義務付けるもの。
- 民法第822条「親権を行うものは監護及び教育に必要な範囲で懲戒することができる」との規定が、体罰を含む厳しい「戒め」を許容しているような印象をあたえ、児童虐待を正当化する口実となっているという指摘から削除された。それにより児童福祉法上の懲戒権も削除されたことに伴い、設備運営基準における懲戒権に関する規定も削除するもの。